

議案第6号

関市介護保険条例の一部改正について

関市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

第8期関市介護保険事業計画の策定に伴い、この条例を定めようとする。

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までにおける保険料の特例）

第20条 令第38条第10項から第12項までの規定により令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料の額は、第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 令第38条第1項第1号に掲げる者 20,520円
- （2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 34,200円
- （3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,880円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。